

令和 4 年度
廿日市市地域包括支援センター
運営方針（案）

廿日市市福祉保健部高齢介護課

令和 4 年 4 月 1 日

1 運営方針策定の趣旨

本運営方針は、廿日市市内に設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的として策定する。

2 センターの目的

センターは介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項の規定に基づき、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置する。

センターの設置責任主体は廿日市市（以下「市」という。）であることから、市はセンター設置目的を達成するための体制の整備に努め、その運営について適切に関与する。

3 基本的な運営方針

- (1) 公益的な機関として公正性・中立性の確保
市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- (2) 地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの充実
地域住民が抱える課題を把握し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるよう、地域の社会資源と連携を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域共生社会の実現を目指しながら、地域包括ケアシステムにおける中核機関としての役割が果たせるように取り組む。
- (3) 地域の実情や地域のニーズ等を踏まえた活動
ア 地域の高齢者の自立支援を図ることを念頭に、各地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
イ 高齢者の支援にかかわる地域の社会資源及び住民ニーズの把握や個別ケースの検討から、地域の課題を抽出し、解決に向けた取組を推進する。
- (4) 関係機関との連携・ネットワークづくり
関係機関と連携しながら地域における社会資源を相互につなげていく地域のネットワーク構築機能を果たす。
- (5) 個人情報の保護
職務上知り得た個人情報の保護に努めるとともに、廿日市市個人情報保護条例及び関係法令を遵守する。
- (6) 事業についての評価と改善
センターは、市が定める方法により事業についての評価を行うとともに、この評価結果と廿日市市地域包括支援センター運営協議会における事業についての点検・評価結

果を踏まえて、必要な業務改善を行う。

4 重点的に取り組む事項

(1) 包括的及び重層的な相談対応の推進

高齢者の自立した生活を支援するとともに、認知症や8050問題、ダブルケア等の分野や制度を超えた相談に対応するため、センターの専門職によるチームアプローチを強化する。

地域における複合化・複雑化した困難事例への対応にあたっては、センターと居宅介護支援事業所が連携するとともに、関係機関によるネットワークの形成に努める。

他分野と連携した支援については、子育て分野・障害福祉分野・生活困窮者分野・高齢者分野の各フィールドマネジャー^{※1}や住民主体の話し合いの場（協議体）を構築しながら生活支援体制を整備する生活支援コーディネーターと協働しながら、多機関協働事業^{※2}を視野に入れ、包括的な支援体制を強化していく。

※1 フィールドマネジャーとは、子育て・障害福祉・生活困窮者・高齢者・地域づくり・学校教育における分野において、各事業や制度間におけるマネジメントを行う市職員等のことである。

※2 本市の多機関協働事業とは、フィールドマネジャーによる定期開催の相談支援ネットワーク会議（重層的支援体制整備事業の構築及び進捗管理、等）や随時開催のケース会議（重層的支援会議、支援会議）等を核として行う、分野横断的な支援調整機能のことである。

(2) 介護予防・自立支援に資するケアマネジメントの推進

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、要支援・要介護状態になってもその状態の改善を図り、又はその状態をそれ以上悪化させないようにするため、適切な介護予防ケアマネジメントを行う。

ケアマネジメントにあたっては、介護予防・日常生活支援総合事業における考え方を正確に理解し、適切なアセスメントにより課題とその原因を明確にし、利用者本人との間で課題解決のための具体的な目標の設定や共有を行った上で、専門的な視点から介護予防サービス計画を作成する。

要支援者等への支援にあたっては、まず短期集中型訪問・通所サービスの利用を基本として、状態を改善し、地域活動への参加につなげていくことを目指す。また、住民助け合い型サービスや甘らつサロン、住民主体の通いの場をはじめ、宅配や見守り等の地域における多様な主体によるサービスの活用により、住み慣れた地域での生活の支援につなげる。

(3) 認知症高齢者とその家族への支援

国が策定した 認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人の意思が尊重され、できる限りより良い環境で自分らしく暮らし続けられるように、状態に応じた支援を行う。

また、地域の見守りや支え合い等も含めた認知症にやさしい地域を目指し、普及啓発や廿日市市社会福祉協議会等との連携事業を実施する。

ア 認知症高齢者への支援

生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員と連携し、高齢者のニーズや介護予防、生活支援、社会参加等に有効な多様な社会資源を把握する。

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関、初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員など関係機関・団体と連携し、相談支援を行う。

イ 認知症予防の推進

認知症に関する正しい知識を普及するとともに、住民の関心を認知症予防の実践につなげる取組を行う。

ウ 認知症の理解促進

生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員と連携・協働し、地区ごとの生活機能低下リスクの実態や住民ニーズを踏まえた教室や講座を開催し、地域における介護予防意識の高揚や住民同士の支え合い活動の普及促進を図る。

エ 介護者への支援

家族介護者の負担や悩みを傾聴することを通じて、必要な支援につなぐとともに、仕事と介護の両立に向けた制度の周知を行う。

また、介護離職の防止に向けて介護者の相談先の一つであるセンターを広く周知するとともに、企業の介護に対する理解促進を図る。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において継続した生活を送ることができるよう、在宅医療・介護連携相談支援室と連携し、入退院時の支援を行う。退院時の支援にあたっては、本人の意向を確認し、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを行い、必要に応じて人生会議（ACP）を活用する。

また、担当圏域においては、本人の希望と選択に基づいて暮らしができるよう、住民に対し、人生会議（ACP）や在宅療養に関する理解促進に向けた啓発を進める。

5 センターの業務

(1) 総合相談支援業務

地域において安心して生活できるように支援する拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容についてプライバシーを確保し、包括的に相談できる体制をつくる。またセンターに対する苦情について適切に対応する。

ア 実態把握

様々な手段により、担当圏域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把

握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。また、地域住民や関係機関等から、支援が必要な高齢者の情報収集を行い、把握した問題やニーズについて積極的に解決へと導くとともに、予防支援活動へと展開していく取組を行う。

イ 総合相談支援

高齢者等に関する様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等の情報提供や関係機関へのつなぎを行う。

専門的な関与や緊急対応が必要な場合には、より詳細な情報収集を行い、課題を明確にした上で適切なサービスや制度につなぎ、継続的な支援を行う。

ウ 地域におけるネットワークの構築

センターの業務を適切に実施し、業務への理解と協力を得るために、チラシやパンフレットを作成し、地域住民及び関係者へ積極的に周知する。

また、地域の様々な関係者のネットワークを構築し、支援が必要と判断された高齢者に対して、多職種が連携してチームとして支援を行う。

エ 家族介護者への相談支援体制の充実

介護する家族への経済的、精神的負担を緩和することができるよう、日頃から、地域資源等に関する情報収集を行う。また、家族介護者の離職防止に向けて、身近な相談機関として家族介護者の相談に応じ、適切な情報等の提供を行う。

(2) 権利擁護業務

地域の関係機関との迅速かつ円滑な連携を図り、権利侵害行為の対象となっている、また対象になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行い安心して尊厳のある生活を送ることができるよう支援する。

ア 高齢者の虐待防止、早期発見

高齢者虐待の事例を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「廿日市市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、適切な対応を行う。

イ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに係る支援（サポート）等を行う。

申立てができる親族がいなくと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、市長申立てにつなげる支援を行う。

また、成年後見利用促進センターと連携し、圏域内の介護サービス事業所等が高齢者虐待や成年後見制度の利用が必要な方を早期に把握し、的確に対応することがで

きるよう、相談支援や助言、研修機会の提供等を行う。

ウ 消費者被害の防止

消費者被害から高齢者を守るために、民生委員や介護サービス事業者等、日頃から高齢者と接する機会が多い関係者から情報収集することに努める。

また、警察や消費生活センター等と連携を図り、被害の未然防止、問題の解決に当たり、蓄積された事例等は、民生委員や介護支援専門員等に情報提供を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が地域において安心して生活を継続するために適切な社会資源を活用できるよう、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域の介護支援専門員に対する直接的・間接的な支援を行う。

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関、施設等との連携など、地域において多職種相互の協働等により連携体制を構築するとともに、介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、生活支援コーディネーターと連携し、地域の協力体制を整備する。

イ 地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用

介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う機会を設定する等介護支援専門員のネットワークの構築やその活用を図る。

ウ 相談及び支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行うとともに、問題解決能力を高める支援に努める。また、介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）・指定介護予防支援業務

要介護状態となることの予防、また、重度化防止のため、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援する。介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨に沿い、介護保険制度によるサービスのみならず、その他の公的サービスやインフォーマルサービスを活用し、自立支援を目標としたケアマネジメントを行う。

ア 多様なサービスの活用

介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び要支援者に対し、自立支援に向けたケアマネジメントを行い、予防給付相当サービスに加え、短期集中型訪問・通所サービスなどの多様なサービスの活用を推進する。

イ 自立支援に向けたケアマネジメント

利用者を取り巻く環境から、個人を知り、利用者を中心に、家族、近隣住民等の支援者で共有し、利用者の尊厳を尊重するとともに、能力と意欲を最大限に引き出し、やりたいことができるよう環境を整え、「廿日市市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防ケアマネジメントマニュアル」に沿って、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを行う。

ウ 業務委託

居宅介護支援事業者に業務の一部を委託する場合、センターが必要な助言等を行い、介護予防・自立支援に資するケアマネジメントを委託した事業所と共に進める。

(5) 地域ケア会議の運営

高齢者が日常生活上の支援が必要になっても安心して暮らし続けることができるよう、関係機関や地域住民と連携を図りながら、次の取組を行う。

ア 地域ケア会議

地域の医療と介護の多様な職種や地域住民との連携を強化し、困難事例だけでなく、自立支援に向けた個別事例の検討から地域課題を把握・検討する地域ケア会議を運営する。

イ 資源開発・政策形成

市が実施する地域共生専門部会において、地域ケア会議で明らかとなった地域の課題を地域づくりや資源開発及び政策形成に着実に結びつけることができるよう提案を行う。

(6) 一般介護予防事業

介護予防の基本的な知識の普及啓発に努めるとともに、地域住民が主体的に介護予防活動に取り組むための地域づくりを推進する。また、地域においてリハビリテーション専門職を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい、役割を持って生活できる地域の実現を目指す。

ア 住民意識の醸成

住民主体の活動（通いの場や生活支援等）につなげていけるよう、住民意識に働きかけ、地域の福祉意識の醸成に取り組む。

イ 住民主体の通いの場を立上げ、運動による体力作りや交流を行うことで地域の中で介護予防を展開していく。

6 行政機関等との連携強化

(1) 市との連携

ア 市の役割

市の内部にセンター間での基幹的な機能を設け、センター間の連絡調整、センターが抱える課題の把握とその解決に向けた支援、研修の開催支援等を行う。

市は、運営方針を策定し、センターの設置目的を達成するための体制整備等に努めるとともに、会議等を通じて、その運営に適切に関与する。

イ センターの役割

センターは、市が目指す地域包括ケアシステムの確立のため、廿日市市高齢者福祉計画・第8期廿日市市介護保険事業計画に定める施策の実現に向けて、効果的に業務を遂行するとともに、各種調査や介護保険制度の円滑な運営に協力する。

(2) 障がい者、子育て世帯、生活困窮者等に係る相談支援

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、利用者等からの相談を通じて、自らの機関ではその解決に向けた支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、以下のとおり対応すること。

ア 課題を抱えている地域住民の心身の状況や、置かれている環境、その他の事情を勘案し、重層的支援の必要性を検討すること。

イ 支援の必要があると判断した場合には、多機関協働事業のケース会議につないでいくこと。

ウ 必要に応じて、アウトリーチを行い、当該地域住民とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら、相談支援にあたること。

(3) 災害対応等

大規模災害等に被災時は、市、地域住民、関係機関と連携し、安否確認等の業務に協力するほか、避難所及び在宅避難者の実態把握に努め、生活上の困り事や健康面等へ総合的に支援をすること。また、災害対応マニュアル等を備えておくこと。

ア 市への報告

次の各号に該当する状況が発生したときは、応急措置を取るとともに、直ちにその状況を市へ報告し、市と連携して対応すること。

- ① 非常災害その他の事故により、業務の遂行が困難になったとき。
- ② 業務に際して、利用者その他住民等に事故又はトラブルが発生したとき。

イ 災害時及び災害後の個別支援体制の構築

- ① 市役所内の関連部署及び関係機関との密接な連携
- ② 優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成
- ③ 被災者への包括的な支援と早期の生活再建を支援

7 新型コロナウイルス感染症等への対策

(1) 感染症対策等に関する情報収集

平時より、新型コロナウイルス感染症だけでなくインフルエンザやその他感染症対策の最新情報や感染症の動向を把握するほか、国や県並びに市、関係団体等の通知や各

種マニュアル等の情報収集に努めること。

(2) 業務継続に必要な感染予防策の徹底

職員は、日々の健康管理に努め業務継続に向けて各種感染症対応マニュアル等を参照し、感染予防策を講じたうえで相談業務等に従事すること。

(3) 市民への情報提供

高齢者は感染症等に罹患することで、急激な体力の低下等健康状態の悪化により要介護状態に陥る可能性が高いため、平時から感染予防対策に努め健康管理を心掛けることが重要である。そこで、介護予防の観点からもセンターが自ら収集した情報や市から提供された情報等を積極的に市民に提供すること。